

令和 6 年度 警報発表・地震時の措置について

和歌山市立藤戸台小学校
校 長 辻本 和孝

本年度の警報発表時・地震発生時には、次の措置を講じます。ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、ご家庭では、テレビ等の「和歌山市の気象情報」にご注意ください。

電話でのお問い合わせは控えてください。（緊急時の電話連絡の確保をするためです。）

1 登校時に暴風警報または大雨警報が発表されている場合

- 午前 9 時までに解除されない場合は、臨時休業とします。

（このことは、学校からはお知らせしません。各家庭で情報を把握してください。）

☆暴風注意報または大雨注意報、洪水警報等の場合は、通学路の安全を確認して登校させてください。

- 警報等が出されていなくても危険が予想されるとき（崖の崩落、道路の陥没・冠水等）は、保護者の判断で登校を見合わせてください。子供が危険箇所に近寄らないよう注意して下さい。

2 学校にいるとき、暴風警報、大雨警報が発表された場合または地震が発生した場合（警報が発表されることが確実と思われる時を含む。）

- 次の A・B どちらかを選択し、別紙の「学校にいるときに暴風または大雨警報が発表された場合と地震が発生した場合の対応調査」にご回答の上、担任までご提出ください。

A 保護者が迎えに来るまで学校で待機する。

（警報発表後はすぐにお迎えをお願いします。）

B できるだけ早く下校する。（教員の引率により工区別の集団下校となります。）

- 下校時に風雨が強いなどの時は、下校時刻を遅らせることがあります。

☆特別警報が発表された場合には、全児童を学校待機とさせます。

3 給食について

- 朝 6 時の時点で暴風警報・大雨警報が発表されている場合、その日の給食は止めます。その後、警報が解除されても給食はありません。児童は 12 時過ぎ下校です。
- 台風の接近状況等により、前日の午後 5 時から 7 時の時点で「明日の給食を中止する」と判断する場合は、保護者の皆様にはメールにてお知らせします。

4 震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。

- 震度 4 以下であっても登校が困難な場合、保護者の判断で登校を見合わせてください。

☆学校が避難所となる場合には、臨時休業となります。